○函館市廃棄物減量等推進審議会条例

平成5年3月29日条例第5号

函館市廃棄物減量等推進審議会条例

（設置）

第１条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第１項の規定に基づき，函館市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調査審議する。

（1）一般廃棄物の排出抑制および再生利用の推進に関すること。

（2）一般廃棄物処理計画に関すること。

（3）その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項

２　審議会は，前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　審議会は，委員15人以内をもって組織する。

（委員および任期等）

第４条　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）関係団体の代表者

（3）その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　委員は，再任されることができる。

（会長および副会長）

第５条　審議会に会長および副会長各１人を置く。

２　会長および副会長は，委員の互選により定める。

３　会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は，会長が招集する。

２　会長は，審議会の会議の議長となる。

３　審議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　会長は，必要があると認めるときは，審議会の会議に委員以外の者の出席を求め，その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は，環境部において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この条例は，平成5年4月1日から施行する。

２　特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成13年12月19日条例第42号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成15年9月26日条例第35号）

この条例中第1条の規定は公布の日から〔中略〕施行する。